

農業振興地域の整備に関する法律の改正について

令和 6 年10月10日
農村振興局

農 林 水 産 省

食料安全保障強化に向けた農地制度見直しについて

- 食料安全保障の根幹は、人と農地の確保。
- 農地は食料生産の基盤であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化するとともに、人口減少に対応し、将来にわたっての農地の総量確保を図るため、人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化についても所要の措置を講じていく。

【具体的な措置】

農地の確保・適正利用に係る措置の強化

<農地の総量確保のための措置>

○ 農地の総量確保のための措置の強化

→ 県の面積目標の達成に向けた措置及び農用地区域の変更に係る国の関与強化 等

○ 農地転用に係る手続の厳格化

→ 農地転用許可後の定期報告及び原状回復命令に従わない者の公表

<適正利用のための措置>

○ 農地の権利取得の厳格化

→ 農地の権利取得時の法令遵守状況等を確認し、不適正な農地利用を防止 等

農地の確保・適正利用に
係る措置を強化した上で

将来にわたって農地の総量を確保し、最大限活用を図るための措置

○ 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

→ 懸念払拭措置を講じた上で食品事業者等との連携による出資の柔軟化

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための 農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の概要

背景

国際情勢の変化等による世界の食料需給の不安定化や、国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保に向け、農地関連制度において以下の対応が必要

○ 国内の農業生産の基盤である農地の確保

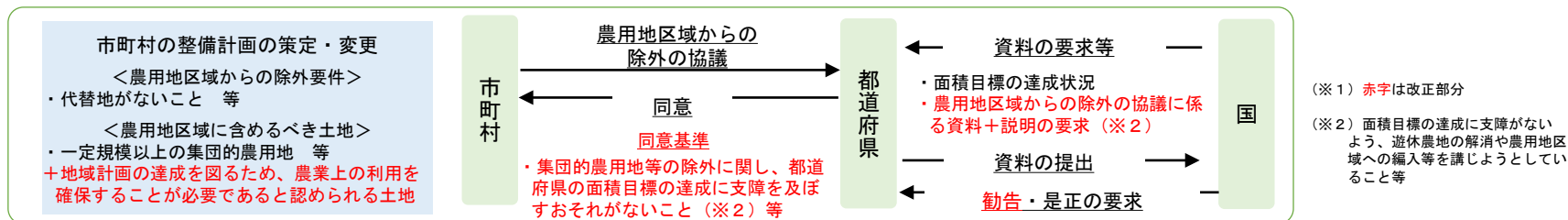
○ 農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進

※ 耕地面積(出典：耕地及び作付面積統計)
461万ha(平成21年)→430万ha(令和5年)

法律の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

- ① 目的規定に食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記し、これを踏まえ、国と地方公共団体の責務及び国の基本指針・都道府県の基本方針の面積目標に係る記載事項を明確化 (第1条、第1条の2、第3条の2第2項及び第4条第2項)
- ② 農地の確保のための措置の整備 (第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項)



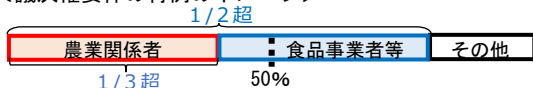
2. 農地法の改正

- ① 農地転用に係る手続の厳格化 (Strictification of procedures for agricultural land conversion)
 - ア 不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築 (第4条第7項及び第5条第3項) (To prevent inappropriate conversion, a system will be established for those who receive a permit for agricultural land conversion to make regular reports (Article 4, Paragraph 7 and Article 5, Paragraph 3)).
 - イ 違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する仕組みを創設 (第51条第3項) (When a person who has received a disposal order for restoration of the original state due to illegal conversion fails to take measures related to the order within the deadline, etc., a system will be created to publicize this (Article 51, Paragraph 3)).
- ② 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備 (Improvement of measures for ensuring proper and efficient use of agricultural land)
 - ア 農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加 (第3条第2項) (As an example of permitted conditions for acquisition of rights in agricultural land, the status of deployment of persons engaged in agricultural work and compliance with agricultural laws will be added (Article 3, Paragraph 2)).
 - イ 農地所有適格法人について、拒否権付株式を発行している場合には、その種類株主総会においても農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを明確化 (第2条第3項) (Regarding agricultural land eligible legal entities, when they issue shares with veto rights, it will be clarified that in their shareholders' meetings, agricultural-related persons must hold more than half of the voting rights (Article 2, Paragraph 3)).

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- ① 地域計画区域内の遊休農地の担い手への権利設定に係る手続を迅速化・義務化 (第22条の7) (Streamlining and obligating procedures for setting rights for operators in agricultural land within regional plans (Article 22, Paragraph 7)).
- ② 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置 (第3章の2等) (To strengthen the operating base of corporate entities acting as a platform for people and agricultural land in the region, for plans to develop agricultural management through cooperation measures with food business operators, etc., by agricultural land eligible legal entities, when recognized by the Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries, special measures for the resolution requirements will be taken (Chapter 3, Paragraph 2, etc.)).

<議決権要件の特例のイメージ>



<農村現場の懸念払拭措置>

- ・計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定
- ・農地の転用等を農林水産大臣が都度認定
- ・計画認定後も農林水産大臣が監督 等

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

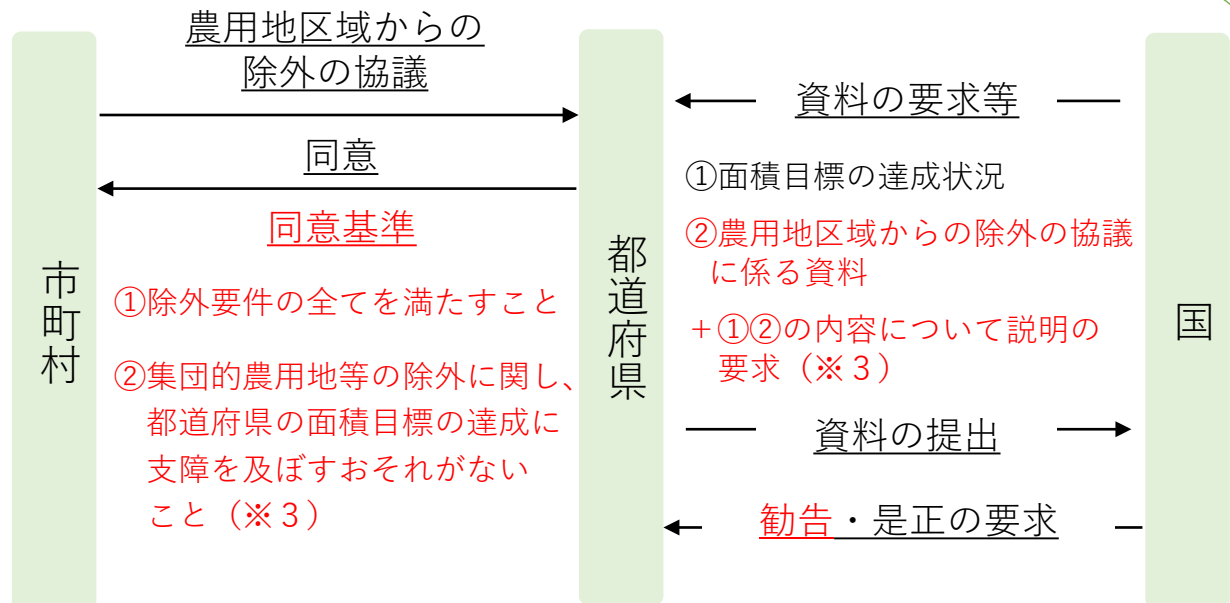
農業振興地域の整備に関する法律の改正

- 目的規定に**食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨を明記**
- **国と地方公共団体の責務**及び国の基本指針・都道府県の基本方針（※１）の**面積目標の対象を農用地区域内の農用地に明確化**するとともに、基本指針策定に当たっての**国と地方の協議の場を法定化**
- 農用地の総量確保の措置として、①**除外に係る都道府県の同意基準の追加**、②**国の関与に係る手続を整備**
- 農用地区域に定めるべき土地として、**地域計画（※２）の達成のために必要な土地を追加**

農地の総量確保のための措置の概要

以下の赤字は改正部分

- 市町村の整備計画の策定・変更
- <農用地区域からの除外要件>
- ①代替地がないこと
 - ②地域計画の達成に支障を及ぼさないこと
 - ③農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと
 - ④農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと
 - ⑤土地改良施設に支障を及ぼさないこと
 - ⑥農業生産基盤整備事業完了後８年を経過していること
- <農用地区域に含めるべき土地>
- ①一定規模（10ha）以上の集团的農用地
 - ②農業生産基盤整備事業の対象地
 - ③土地改良施設用地
 - ④農業用施設用地（２ha以上又は①、②に隣接）
 - ⑤その他必要な土地
- <追加>
- 地域計画の達成を図るため、農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地



- （※１）農用地等の確保のため、国が定める基本指針、各都道府県が定める基本方針それぞれにおいて、面積目標を設定
- （※２）農業経営基盤強化促進法に基づき、地域における農業の将来の在り方等について、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、市町村が作成する計画
- （※３）面積目標の達成に支障がないよう、遊休農地の解消や農用地区域への編入等を講じようとしていること等

農用地等の確保等に関する基本指針

- 国は、農用地等の確保等に関する基本指針において、**食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な方向、農用地区域内の農用地の面積の目標等**を示す（食料・農業・農村基本計画の変更等を踏まえ、おおむね**5年ごとに変更**）。
- 基本指針の策定に当たっては、国と地方の協議の場を設けるとともに、関係行政機関の長に協議、**食料・農業・農村政策審議会**、都道府県知事から意見聴取。

国

農用地等の確保等に関する基本指針

- 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項
- 農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標※
- 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項※
- 農業振興地域の指定の基準に関する事項
- その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項

協議
意見聴取

- ・ 関係行政機関の長
- ・ **食料・農業・農村政策審議会**
（農業農村振興整備部会）【諮問】
- ・ 国と地方の協議の場
- ・ 都道府県知事（※の事項のみ）

注）青字は、今回の改正部分

都道府県

農業振興地域整備基本方針

市町村

農業振興地域整備計画（策定市町村数1,599）

策定市町村数は、令和5年4月1日現在

令和2年12月に公表した基本指針においては、**令和12年の農用地区域内農地面積の目標を397万haと設定**

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進の効果及び各種施策による荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

令和元年現在の農用地区域内の農地面積 400.2万ha



すう勢	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農用地区域からの除外	△7.0万ha	農用地区域への編入促進	+5.7万ha
荒廃農地の発生	△8.3万ha	荒廃農地の発生防止	+1.2万ha
		荒廃農地の解消	+4.8万ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の令和12年時点の農用地区域内の農地面積 385万ha（すう勢）

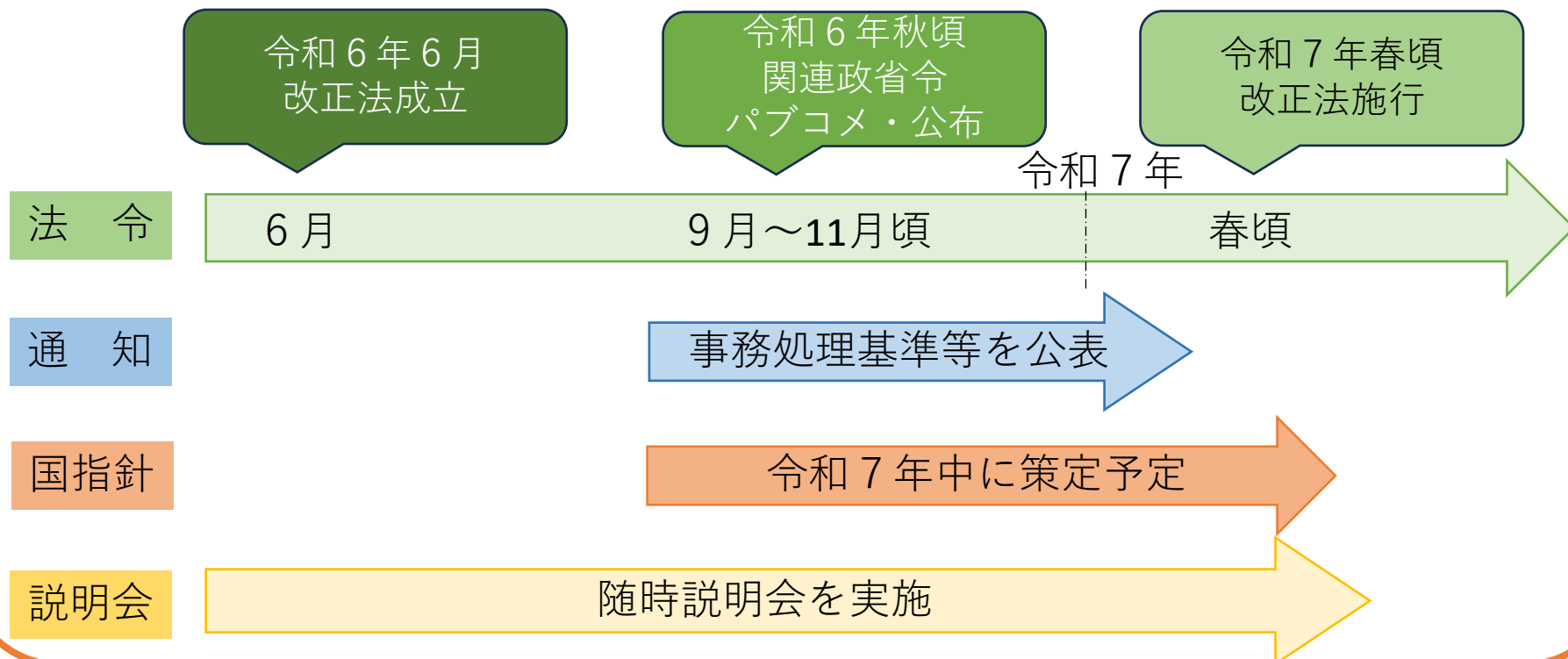


令和12年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 397万ha

- （注1）ラウンドの関係により数値が合わない場合がある。
- （注2）「すう勢」は、「農用地区域からの除外」及び「荒廃農地の発生」が同水準で継続した場合の農地面積の減少である。

今後のスケジュール

- ① 改正法の施行日は附則で公布の日（令和6年6月21日）から1年以内とされているところ、**関連政省令は秋頃にパブリックコメント・公布を予定**
- ② **事務処理基準やガイドライン等**についても、十分な周知期間を持って施行までに公表予定
- ③ **農用地等の確保等に関する基本指針**については、「**国と地方の協議の場**」における協議を経て、**令和7年中に策定予定**
- ④ 改正法の円滑な施行のため、**今後も都道府県、市町村、農業委員会、生産者、食品事業者等の皆様と随時意見交換や説明会を実施予定**



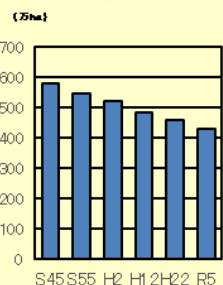
参考1：農業振興地域制度の概要について

目的：農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

課題

日本の農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少。食料供給力の低下が懸念。

農地面積の推移



農地は農業生産の最も基礎的な資源。

優良農地を良好な状態で確保することが重要。



農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域

(市町村が農振整備計画を作成)

農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域 [転用原則禁止]

設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
 - ア 集団的農用地(10ha以上)
 - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
 - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
 - オ その他農業振興を図るために必要な土地

除外要件

～農地転用のための農用地区域からの除外～

- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- 上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能
 - ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ウ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
 - エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
 - オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
 - カ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

計画達成措置

- 生産基盤整備等農業施策の集中的実施
- 農地集団化等の交換分合
- 施設の適切配置等の協定
- 開発行為規制
- 税制優遇措置等

○ 農地法による転用許可制度

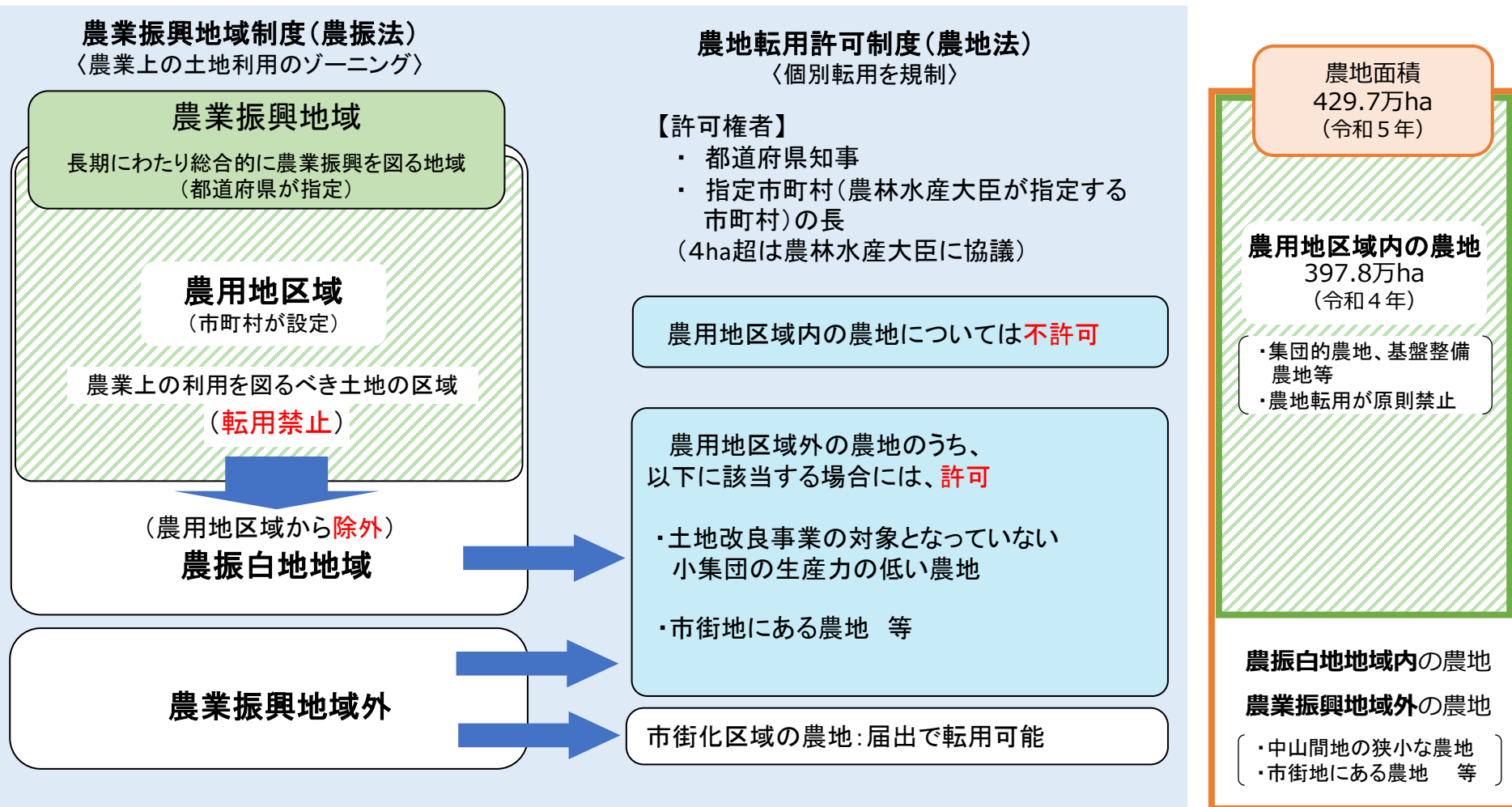
- ・ 農業生産に支障の少ない農地から順次転用されるよう誘導
- ・ 転用目的実現性を審査し、投機的な農地取得を防止

効果

優良農地の確保・農業の振興

参考 2 : 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要について

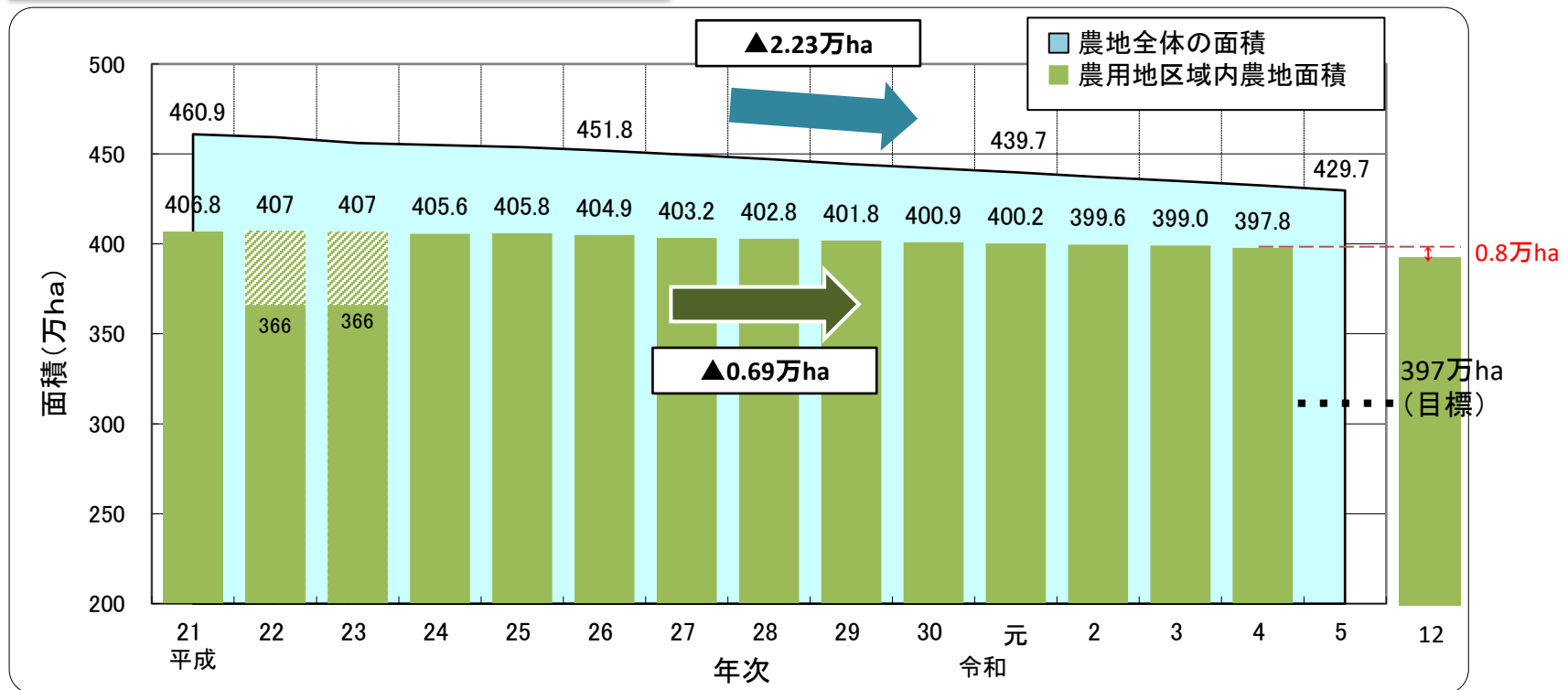
- 農業振興地域制度により、**農業上の利用を図るべき土地を「農用地区域」としてゾーニング（転用不可）**
- 農地転用許可制度により、個別にその優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、**農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導**



参考3：農地全体と農用地区域内農地面積の推移

- 農地全体は年平均2.23万haで減少（平成21年～令和5年）
- 一方、農用地区域内農地は年平均0.69万haで減少（平成21年～令和4年）
- 農地転用について、**優良農地（農用地区域内の農地）以外の農地への誘導**に一定の効果
- しかし、令和4年の農用地区域内の農地面積は、397.8万haとなっており、令和12年の面積目標397万haの確保に向けて予断を許さない状況

農地全体と農用地区域内農地面積の推移の比較



(出典)

農地全体の面積:「耕地面積及び作付面積統計」(農林水産省統計部)

農用地区域内農地面積:「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」(農林水産省農村振興局)

※平成22,23年は、東日本大震災の影響で、岩手県、宮城県、福島県を除く値で公表したため、推計値